

山梨県公報

第五百五十二号

令和七年

四月七日

月 曜 日

目次

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………	一七三
公 告	
○公共測量の終了(六件)……………	一七三
選挙管理委員会	
○政治活動のために寄附を受け又は支出することができない団体……………	一七四
教育委員会	
○博物館の登録(二件)……………	一七五

告示

山梨県告示第百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 南アルプス市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 南アルプス都市計画下水道事業南アルプス市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和六十二年二月十六日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 取用の部分 昭和六十二年山梨県告示第五十四号、平成元年山梨県告示第三十三号、平成元年山梨県告示第三十四号、平成三年山梨県告示第八十三号、平成三年山梨県告示第八十四号、平成四年山梨県告示第二百二十七号、平成四年山梨県告示第四百七十一号、平成六年山梨県告示第二百十四号、平成六年山梨県告示第二百十五号、平成七年山梨県告示第三百八号、平成七年山梨県告示第三百九十二号、平成八

公告

年山梨県告示第百号、平成八年山梨県告示第四百二十八号、平成九年山梨県告示第三百八十九号、平成十年山梨県告示第三十四号、平成十年山梨県告示第三十五号、平成十年山梨県告示第三十六号、平成十年山梨県告示第三十七号、平成十二年山梨県告示第十四号、平成十二年山梨県告示第五百四十四号、平成十三年山梨県告示第五百三十三号、平成十四年山梨県告示第五百一十二号、平成十五年山梨県告示第八十九号、平成十五年山梨県告示第六百六号、平成十五年山梨県告示第七百七号、平成十五年山梨県告示第四百四十三号、平成二十年山梨県告示第六百六十三号、平成二十七年山梨県告示第百十六号、令和二年山梨県告示第百十三号、令和二年山梨県告示第二百四十三号及び令和五年山梨県告示第百二十三号の事業地に、南アルプス市大字下今井字坂下並びに大字鏡中條字上河原の各一部を加え、南アルプス市大字宮沢字南宮沢の全部を変更し、南アルプス市大字荊沢字東裏、大字宮沢字西宮沢及び字東宮沢並びに大字戸田字中戸田、字下戸田及び字南戸田の各地内において各一部の事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県峡東農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(3級基準点網図) 地図情報レベル250
- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和六年十月十八日から令和七年三月十三日まで

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県峡東農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年四月七日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点網図） 地図情報レベル250
 - 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
 - 三 測量の期間 令和六年十月二十九日から令和七年三月十三日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県峡東農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点網図） 地図情報レベル250
- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和六年十月二十二日から令和七年三月十三日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（1級水準測量）
- 二 測量の地域 山梨県甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町
- 三 測量の期間 令和六年十一月一日から令和七年三月十九日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県中北農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量）

- 二 測量の地域 山梨県北杜市武川町
- 三 測量の期間 令和六年五月七日から令和七年三月二十五日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県峡東農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（1級GNSS（スタティック法）） 地図情報レベル500
- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和六年十月二十一日から令和七年三月二十五日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第九号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、令和七年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

政治資金規正法第十七条第二項適用団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
紳友会	大谷 和正	大谷 和正	南巨摩郡富士川町春米六七二
政治結社聖勝議塾	村野 啓介	堀内 優貴	都留市田原三一九一七
ハッピーアゲイン大月の会	星野 善忠	鈴木 有一	大月市大月町花咲一九三
れい明の会	齊藤 直	齊藤 タキコ	南巨摩郡富士川町長澤一〇六

教育委員会

山梨県教育委員会教育長告示第一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十四条の規定により、次のとおり博物館を登録したので、博物館の登録に関する規則（令和三年山梨県教育委員会規則第一号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年四月七日

山梨県教育委員会

教育長 萩 野 智 夫

- 一 登録年月日
令和七年三月二十八日
- 二 記号番号
梨博第十一号
- 三 設置者の名称
釈迦堂遺跡博物館組合
- 四 名称
釈迦堂遺跡博物館
- 五 所在地
笛吹市一宮町千米寺七六四

山梨県教育委員会教育長告示第二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十四条の規定により、次のとおり博物館を登録したので、博物館の登録に関する規則（令和三年山梨県教育委員会規則第一号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年四月七日

- 一 登録年月日
令和七年三月二十八日
- 二 記号番号
梨博第三号
- 三 設置者の名称及び住所
公益財団法人武田信玄公宝物保存会
甲州市塩山小屋敷二二八〇
- 四 名称
信玄公宝物館
- 五 所在地
甲州市塩山小屋敷二二八〇

山梨県教育委員会

教育長 萩 野 智 夫

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番